

議案第 88 号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 12 月 18 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改める。

第 18 条中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に改める。

第 2 条 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に改める。

第 18 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 71.25」を「100 分の 70」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議 案 説 明

議案第 88 号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。